

## 簡易水道条例の一部改正及び財政調整基金条例の廃止の概要

## 1 趣旨

小高区の浦尻、村上、北部、西部の4地区において運営してきた簡易水道事業（簡易水道→以下「簡水」）について、東日本大震災に伴う津波の影響により、浦尻・村上両地区の各簡水施設が被災し、給水不能となった。

両簡水給水区域は、災害危険区域等への指定により居住目的の建物の建築が制限され帰還予定者がいないことから、簡水条例の一部を改正し、両簡水事業を廃止するもの。

また、事業廃止に伴い、両簡水事業財政調整基金を処分し条例を廃止するもの。

## 2 現状

## (1) 施設の現状

両簡水事業の損壊施設は、環境省が進める汚染廃棄物対策地域内に存する被災建物等の解体工事事業により、平成28年7月末までに解体、撤去している。

## (2) 居住環境等の現状

浦尻簡水給水区域	村上簡水給水区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全域が災害危険区域</li> <li>・ 一部は海岸堤防及び海岸防災林となる</li> <li>・ 居住できず給水の必要はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大部分が災害危険区域、移転促進区域</li> <li>・ 大部分が海岸堤防及び海岸防災林、ヤード用地等となる予定</li> <li>・ 居住可能な土地は一部残存するが帰還予定者がいない</li> </ul>

## 3 施設概要・位置図と被災状況

## (1) 施設概要（給水計画）

区分	浦尻簡水	村上簡水
事業創設経緯	<p>本地区は半農半漁の集落であり、河川がなく飲料水は地下水に依存していた。</p> <p>しかし、地下水の水質は極めて悪く、昭和29年に簡易水道の創設に着手した。</p>	<p>本地区は半農半漁の集落であり、山裾のわき水を引き日常の生活を送ってきた。</p> <p>しかし、渇水時は水源が枯渇し、日常生活に支障を来たしていたため、昭和43年に簡易水道の創設に着手した。</p>
所在地	小高区浦尻字磯坂地内	小高区村上字館ノ腰地内
給水開始年月	昭和29年3月	昭和44年4月
給水区域（字名）	町、屋敷西、広町の一部、前田の一部、北川原	前谷地、仲川原、西谷地、西谷地南坪、館腰、横砂、北川の一部

区分		浦尻簡水	村上簡水
計画給水人口		315	400
22年度末給水人口		169	86
22年度末給水戸数		40	23
普22 及年 率未 %	給水区域内人口	88.0	29.3
	計画給水人口	53.7	21.5
水源区分		深井戸（1井）	深井戸（1井）

## (2) 居住人口等の状況

	浦尻簡水	村上簡水	基準日
給水区域内人口	192	294	23.3.31
旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域の居住状況（行政区別）	17世帯・40人(※)	0世帯	29.3.31
住基登録人口・世帯数	77世帯・260人	30世帯・77人	29.9.30

(※⇒給水区域外に居住している世帯・人)

### 【参考】浦尻・村上簡水給水世帯の移転状況

		浦尻簡水	村上簡水
震災前給水戸数		40戸	23戸
H29.10月時点 避難先等	小高区	1戸	1戸
	原町区	16戸	12戸
	鹿島区	2戸	2戸
	市外（うち転出）	6戸（2戸）	2戸
	県外（うち転出）	7戸（3戸）	1戸（1戸）
	死亡	8戸	5戸

## (3) 位置図 「別紙1」のとおり

## (4) 被災状況と撤去後の現況 「別紙2」のとおり

## 4 基金の概要

### (1) 両基金の創設経緯、用途など

	浦尻簡水事業財政調整基金	村上簡水事業財政調整基金
制定日	平成60.12	平成6.3
設置目的	各条例第1条 施設の建設改良、その他の財源調整の資金に充てるため。	
用途	各条例第6条 (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。	

	(3) 緊急に実施することが必要になった大規模な工事の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための財源に充てるとき。 (5) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。	
創設時積立額	547千円	200千円
創設時原資	決算剰余金（創設時以降、全て剰余金と運用利子）	

### 【残高】

（単位：千円）

	S 60 年度末 （創設時）	H6 年度末 （創設時）	H18. 1. 1 （合併時）	H22 年度末	H28 年度末
浦尻	547	1,975	7,985	13,822	14,276
村上	—	200	3,820	3,184	3,619
合計	547	2,175	11,805	17,006	17,895

### 【運用】

市内金融機関に全額、定期預金（1年満期を毎年度継続）として運用し、利子は各基金に積立している。【現在 29.2.27～30.2.27の1年定期】

## 5 今後の方針

- (1) 上記2及び3を踏まえ、簡水条例を一部改正し、両簡水事業を廃止する。
- (2) 事業の廃止に伴い、浦尻簡水事業財政調整基金条例及び村上簡水事業財政調整基金条例（以下「両基金」）を廃止する。
- (3) 両基金の廃止に伴う処分・用途については、両簡水事業の廃止に伴う必要な対応の財源とし、残額については、一般会計繰入金実績があることから、一般会計に戻し入れる。
- (4) 改廃条例の議決を経て、厚生労働省に「簡易水道事業廃止認可申請書」を提出して正式に廃止の認可を受ける。

### 【関係例規の改廃内容】

例規名	区分	改廃内容
簡易水道条例	改正	別表第1及び2中「村上簡水」「浦尻簡水」を削除（施行日：平成30年4月1日）
浦尻簡易水道事業財政調整基金条例 村上簡易水道事業財政調整基金条例	廃止	条例の廃止（施行日：公布の日から）

●改廃文案 資料2、資料3、資料4のとおり

## 6 財産の処分

### (1) 両基金の処分及び廃止後の活用方針

ア) 両基金条例は廃止するものとし、新たな基金は創設しない。

イ) 水道管設備（現況維持道路に残存する仕切弁きょう等）の撤去費用の財源とする。

（津波により破損した一部については、財政課と協議の上、当年度工事を実施済。）

◎上記5 (3) 及び 6 (1) により、活用方針を下記のとおりとする。

活用順案	基金の処分及び活用額	説明
① 水道管設備（現況維持道路に残存する仕切弁きょう等）の撤去費用の財源とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕切弁きょう等撤去工事 （村上字前谷地地区 361,800 円 H29. 7. 21 工事完了）</li> <li>・ 空気弁きょう等撤去工事 （村上字館腰地区 311,040 円 H29. 7. 21 工事完了）</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 672,840 円</p>	村上地区の水道管設備に要する経費のために使用する。
② 一般会計に戻し入れる。	<p>一般会計繰入金実績合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金創設～平成 18 年度までの繰入額</li> <li style="padding-left: 20px;">浦尻分 117,436,089 円</li> <li style="padding-left: 20px;">村上分 12,128,000 円</li> <li style="padding-left: 20px;">簡水分 147,027,000 円</li> <li style="padding-left: 40px;">計 276,591,089 円</li> <li>・ 平成 23 年度繰入額</li> <li style="padding-left: 20px;">浦尻分 152,000 円</li> <li style="padding-left: 20px;">村上分 147,000 円</li> <li style="padding-left: 40px;">計 299,000 円</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計 276,890,089 円</p> <p>基金残高 17,893,408 円（H28 年度末）のため、①の工事費用について基金を取り崩し、残額 17,220,568 円は全額を一般会計に戻し入れる。（H30. 2. 27 定期満期により利子分が追加となる。）</p>	<p>基金は、剰余金や運用利子を積み立ててきた一方、合併以前は多額の一般会計繰入金を充当して事業が運営されてきた。</p> <p>震災後は給水区域の約半数の住民が市内に居住していることを考慮すると、事業を廃止するうえでは基金残高を一般会計に戻し入れることが、住民への還元効果を図ることができるものと考ええる。</p>

### 【参考】企業債残高（29. 3. 31）

簡易水道（北部・西部のみ）	
626,063 千円	
※震災減収対策企業債元利償還金（小高北部）	
平成 24 年度借入	22,900 千円
平成 29 年度末未償還残高	15,280 千円

## (2) 主な土地、構築物等固定資産の処分

### ① 土地

(単位：㎡、円) 税抜

地番	地目	面積	取得年月日	取得価格	用途	備考
村上簡易水道		148.70	㍉43.12.25	56,148	水道用地	

※水道課では跡地利活用の必要性や考えはないことから、行政財産から普通財産となり財政課へ所管替する。

### ② 建物

(単位：㎡、円) 税抜

所在地	構造	面積	取得年月日	取得価格	用途	備考
《浦尻簡易水道》						
小高区浦尻字町	CB平		㍉49.3.31	180,000	ポンプ室	H28.7 撤去
〃	RC平		H11.3.31	3,825,990	加圧ポンプ場	H28.7 撤去
《村上簡易水道》						
小高区村上字	CB平		㍉43.12.25	208,000	滅菌室	H28.7 撤去

### ③ その他構築物等固定資産の処分方針

※両給水区域内の管路は存置とする。

- 存置の影響 浦尻簡水：海岸堤防・防災林に整備されるため支障なし。  
村上簡水：口径が小さく土被りもあるため支障なし。

### ④ 行政財産使用料

村上簡水施設用地内に行政財産使用許可しているのはNTT電柱1本。毎年度1,500円の使用料を徴収している。今後についてNTTは、電柱の用途が正式に決まっていないため、当面借用したい意向を示している。普通財産へ所管替え後は、賃貸借契約となる。

## 7 今後のスケジュール等

### (1)事業廃止の住民周知

- ・広報紙 平成30年4月1日(予定)
- ・ホームページ 平成30年4月1日更新予定
- ・お知らせ文 《対象者：震災以前の浦尻・村上簡易水道利用者》

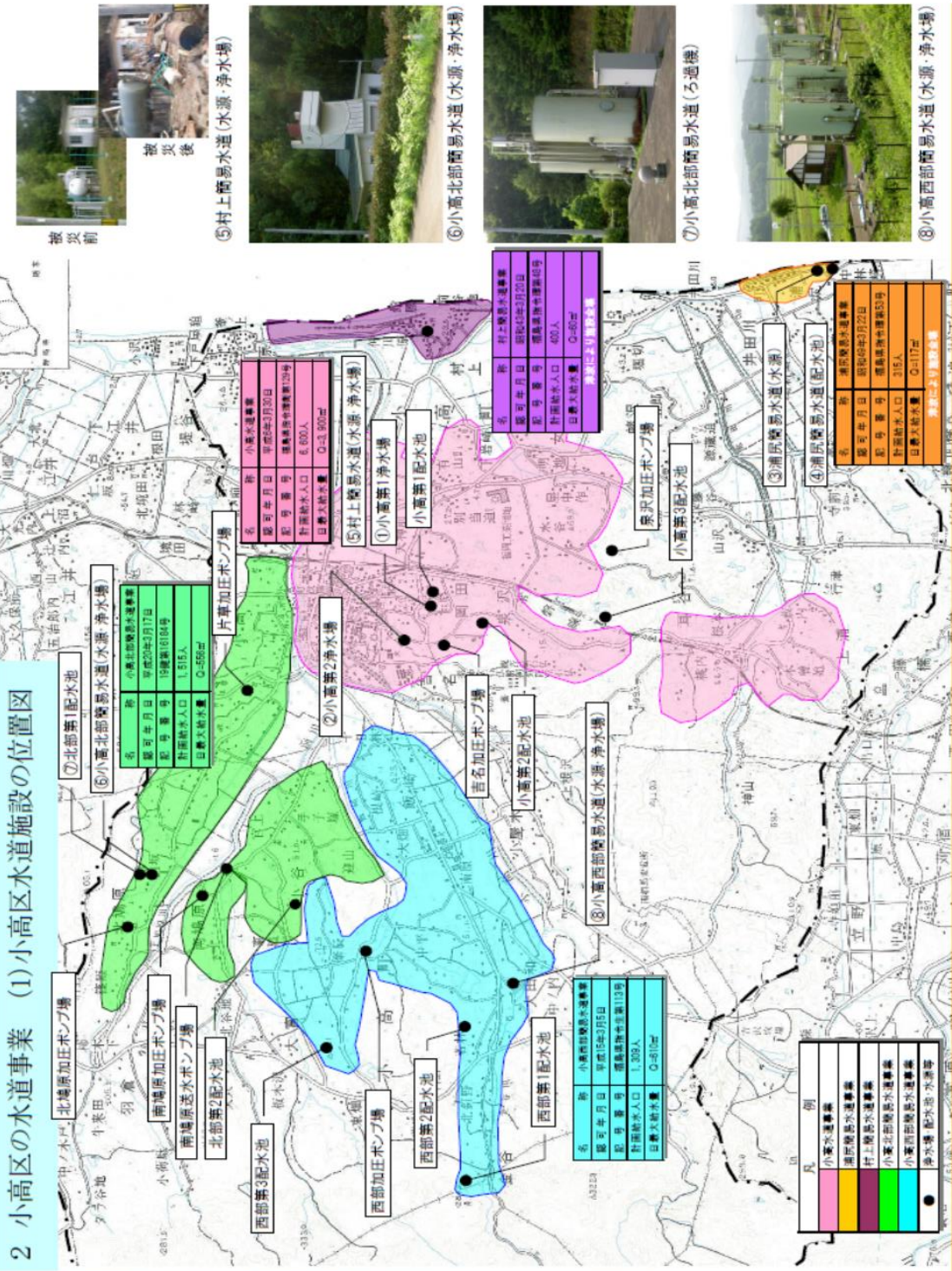
### (2)関係機関への廃止手続

改廃条例の議決後、県相双保健所長経由し厚生労働省に「簡易水道事業廃止認可申請書」を提出する。

## 8 今後の簡水及び小高水道両事業の計画

項目	施設等更新事業	簡水・小高水道事業統合	簡水特会の企業会計移行
29年度	施設の老朽化調査・機能診断業務	統合計画策定の見直しに着手	移行作業
30年度	管路更新基礎調査	新統合計画の策定	
31年度	施設等更新計画策定	新統合計画に基づく事業	
32年度～	施設更新	統合（予定）	企業会計移行





①小高第1 浄水場



②小高第2 浄水場



③浦尻簡易水道(水源)



④浦尻簡易水道(配水池等)



被災前



被災後



⑥小高北部簡易水道(水源・浄水場)



⑦小高北部簡易水道(5過機)



⑧小高西部簡易水道(水源・浄水場)



# 被災状況と撤去後の現況

別紙 2

## ●浦尻簡易水道



## ●村上簡易水道

